

○鑑識専務代行員運用要綱の制定について

〔平成24年3月1日付け鑑甲達第1号
石川県警察本部長から部課署長宛て〕

対号 平成20年2月26日付け鑑甲達第8号「鑑識専務代行員運用要綱
の制定について（通達）」

鑑識専務代行員制度の実施については、対号により運用しているものであるが、客観的証拠の重要性が増すなかで、これまで以上により徹底した鑑識活動を推進する必要がある。そこで、すべての犯罪現場において、現場鑑識活動の徹底を期し、犯人検挙に結びつく現場資料の完全な採取を図るため、別添のとおり「鑑識専務代行員運用要綱」を制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、対号は平成24年4月1日をもって廃止する。

別添

鑑識専務代行員運用要綱

第1 目的

この要綱は、警察署における現場鑑識活動の充実強化を図るため、あらかじめ鑑識専務代行員（以下「代行員」という。）を指定し、鑑識専務員が不在等の際は代行して鑑識業務を行い、又は鑑識専務員とともに現場鑑識活動に当たらせることを目的とする。

第2 任務

この要綱において、代行員は、次に掲げる場合に活動するものとする。

- 1 鑑識専務員が入校又は出張若しくは何らかの理由により現場鑑識活動に従事できない場合
- 2 重要事件又は複数の事件が発生し、鑑識専務員だけでは迅速、的確な現場鑑識活動に支障を来す場合
- 3 その他現場鑑識活動に際して警察署長が必要と認める場合

第3 指定

警察署長は、鑑識課長と協議の上、別表に定める基準により、次の各号に該当する警部補以下の警察官を代行員に指定し、指定書（別記様式第1号）を交付するものとする。

- (1) 鑑識専務経験者
- (2) 鑑識技能総合上級又は科目別上級検定合格者
- (3) 上記(1)及び(2)に該当する者を指定できない場合は、鑑識業務に熱意を有し、かつ、適格性を有する者

第4 解除

警察署長は、代行員が異動し、又は代行員として任務を遂行できないと認めるときは、その指定を解除するものとする。この場合において、その後任者を速やかに指定するものとする。

第5 教養

警察署長等は、現場鑑識活動に必要な知識及び技能について教養を行うものとする。

第6 報告

警察署長は、代行員を指定又は解除したときは、鑑識専務代行員名簿（別記様式第2号）により、警察本部長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（別表及び別記様式省略）